

平成26年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成26年9月24日（水曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第43号 美唄市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正の件（総務・文教）
- 2 議案第44号 美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正の件（総務・文教）
- 3 議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件（総務・文教）
- 4 議案第46号 財産購入の件（中学校コンピュータ機器）（総務・文教）
- 5 請願第1号 集団的自衛権を憲法解釈変更で行使容認することに反対する請願（総務・文教）
- 6 議案第47号 美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 7 議案第48号 美唄市医療費助成条例及び美唄市福祉事務所設置条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 8 議案第49号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 9 議案第50号 平成26年度美唄市一般会計補正予算（第3号）（予算審査特別）
- 10 議案第53号 平成26年度美唄市一般会計補正予算（第4号）（予算審査特別）
- 11 議案第51号 平成26年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）（予算審査特別）
- 12 議案第52号 平成26年度美唄市介護保険会計補正予算（第1号）（予算審査特別）
- 13 認定第1号 平成25年度美唄市一般会計決算認定の件（決算審査特別）
- 14 認定第2号 平成25年度美唄市民バス会計決算認定の件（決算審査特別）
- 15 認定第3号 平成25年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件（決算審査特別）
- 16 認定第4号 平成25年度美唄市下水道会計決算認定の件（決算審査特別）
- 17 認定第5号 平成25年度美唄市介護保険会計決算認定の件（決算審査特別）
- 18 認定第6号 平成25年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 19 認定第7号 平成25年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件（決算審査特別）
- 20 認定第8号 平成25年度市立美唄病院事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 21 認定第9号 平成25年度美唄市水道事業会計決算認定の件（決算審査特別）

- 22 認定第10号 平成25年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 第3 意見書案第16号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 第4 意見書案第17号 軽油引取税の課税免除措置などの継続を求める意見書
- 第5 意見書案第18号 魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書
- 第6 意見書案第19号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書
- 第7 意見書案第20号 軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書
- 第8 意見書案第21号 北海道電力の電気料金再値上げの撤回を求める意見書
- 第9 意見書案第22号 土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書
- 第10 意見書案第23号 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書
- 第11 意見書案第24号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第12 意見書案第25号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・充実に向けた意見書

- 1番 倉本 賢 君
2番 長谷川 吉 春 君
3番 谷 村 知 重 君
4番 丸 山 文 靖 君
5番 本 郷 幸 治 君
6番 森 川 明 君
7番 吉 岡 文 子 君
8番 桜 井 龍 雄 君
9番 金 子 義 彦 君
12番 小 関 勝 教 君
13番 土 井 敏 興 君

◎欠席議員（1名）

- 10番 高 田 正 則 君

◎出席説明員

- 市 長 高 橋 幹 夫 君
副 市 長 藤 井 英 昭 君
市 民 部 長 竹 田 隆 君
保健福祉部長兼福祉事務局長 山 崎 一 広 君
経 済 部 長 須 田 正 毅 君
都市整備部長 本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長 高 倉 雄 治 君
消 防 長 後 藤 樹 人 君
総務部総務課長 佐 藤 崇 君
総 務 部 総 務 課 主 査 置 田 孝 浩 君
- 教育委員会委員長 高 橋 泰 浄 君
教育委員会教育長 早 瀬 公 平 君
教育委員会教育部長 伊 藤 敦 史 君

◎出席議員（13名）

- 議 長 内馬場 克 康 君
副議長 五十嵐 聡 君

- 選挙管理委員会委員長 竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長 佐 藤 崇 君

農業委員会会長	小川俊美君
農業委員会事務局長	吉村清孝君

監査委員	山口隆慶君
監査事務局長	濱砂邦昭君

◎欠席説明員

総務部長	市川厚記君
------	-------

◎事務局職員出席者

事務局長	中平匡司君
次長	三上忠君

午前10時00分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

総務部長市川厚記君は、本日都合により欠席いたします。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1番 倉本賢議員

2番 長谷川吉春議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第43号美唄市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正の件ないし順序22、認定第10号平成25年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の

件の以上22件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第43号ないし議案第46号請願第1号の以上5件について、森川総務・文教副委員長。

●総務・文教副委員長森川明議員（登壇） 初めに、ただいま議題となりました議案第43号美唄市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正の件、議案第44号美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正の件、議案第45号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件、議案第46号財産購入の件（中学校コンピュータ機器）の以上4件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月11日委員会を招集して、審査いたしました。

初めに、議案第43号における質疑・答弁のうち、主なものを申し上げます。

この長期継続契約とは、具体的にどういったものに対して、これが今後適用されるのか、また、市長が特に認める場合はこの限りではないとあるが、拡大解釈で拡がることはないか、との質疑に対し、医療機器等のリース契約について、今後、耐用年数及び減価償却期間が5年を超えるものが出てくるものと考えている。

また、市長が特に認める場合というただし書きについては、あくまでも5年以内というのを原則としているが、会計処理上の基準の見直し等によって、どうしても5年を超えなければならないものというふうに限定してい

ることから、拡大解釈により拡がるとは考えていない。との答弁。

次に、議案第 44 号における質疑・答弁のうち、主なものを申し上げます。

指定管理をする施設において、公募をしても応募がない事例が今までにあったかどうか。また、今回の条例改正は、民間企業を入れることによりコスト低減を考えてのことか、との質疑に対し、今まで公募した中で応募がなかったという事例はなく、また、この条例改正はコスト低減を考えてのものではなく、あくまでも施設の特性等から、特定の民間企業に運営をしてもらう必要がある場合を想定している。との答弁。

次に、議案第 46 号における質疑・答弁のうち、主なものを申し上げます。

市内の中学校 4 校に配置するコンピュータ機器の内訳、また、予定価格と落札価格が乖離している理由について、との質疑に対し、パソコンは生徒用として美唄中学校 40 台、峰延中学校 14 台、南美唄中学校 20 台、東中学校 40 台のほか、パソコン教室や教師用など、各学校に 6 台ずつ配置するとともに、特別支援の子どもには、タブレットパソコンを人数分配置する予定である。

レーザープリンターについては、各学校 2 台ずつを予定している。

また、今回の予定価格と落札価格については、パソコンの購入台数が多かったこともあり、1 台あたりの価格が予定より大幅に落ちたため、大きく乖離したものとなった。との答弁。

次に、教師の個人情報の取り扱いについては、どのような管理になっているか、との質

疑に対し、個人情報の管理については、北海道教育委員会からも服務規律の問題として、校長会を通じて注意喚起を行っており、先生方には個人情報を持ち歩かない、個人のパソコンを学校に接続しないということを原則としており、今後においても、厳重に取り扱うよう指導していく。との答弁。

なお、議案第 45 号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 43 号ないし議案第 46 号の以上 4 件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第 1 号集団的自衛権を憲法解釈変更で行使容認することに反対する請願について、審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9 月 4 日及び 9 月 11 日の 2 日間、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、9 月 4 日については、請願者を参考人として招致し、意見を聴取し審査することに決定いたしました。

次に、9 月 11 日については、美唄労働組合総連合議長の福田征機氏を参考人として招致し、意見を聴取し審査いたしました。

請願第 1 号における、質疑・答弁について申し上げます。

請願要旨において、「政府は、この政府解釈を変更して、集団的自衛権の行使を容認する方針を打ち出しています。」とあるが、この集団的自衛権という文言と意味は、国連憲章第 51 条の集団的自衛権か、または、何か限定した形の集団的自衛権を指しているのか、との質疑に対し、国連に規定している集団的自衛

権ということである。との答弁がありました。

その後、各委員からは、採択及び不採択のほか、継続審査の意見が出され、結果といたしまして、請願第 1 号につきましては、さらに検討を要するので、継続審査と併せて、閉会中の審査の議決を求めることと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第 47 号ないし議案第 49 号の以上 3 件について、小関産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長小関勝教議員（登壇）

ただいま議題となりました議案第 47 号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件、議案第 48 号美唄市医療費助成条例及び美唄市福祉事務所設置条例の一部改正の件及び、議案第 49 号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件の以上 3 件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9 月 11 日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第 47 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、生ごみの分別収集が始まるということで、新たに別表に生ごみの単価を規定するという内容と思うが、改めてごみ処理の手数料の算定基準を確認したい、との質疑に対し、ごみ処理経費の総体の 25%以内を負担いただく事としており、現在 1 リットル 2 円で設定している。今後、広域での処理や生ごみ堆肥化の開始により、将来的には値上げせざるを得ないが、総体の 25%以内の負担は変わらない。との答弁。

次に、条例・規則では生ごみの定義は示されていないが、化学薬品が付着したもの、油が混じったもの、重金属が混じる危険性のあるものなど、今後、条例の中での分類など考えているのか、との質疑に対し、生ごみの定義というのは特に示されたものではなく、一般廃棄物の燃えるごみの中の厨芥類（台所残渣）と考えている。薬品、油の付着した生ごみについては、堆肥化には影響がないことを確認しており、重金属もサンプルを検査し、生ごみに、ほぼ含まれることは無いが、検査を行い販売していきたい。との答弁がありました。

次に、議案第 48 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

日常の中で、母子家庭というのは字を見ただけで分かるが、寡婦の定義を分かりやすく説明してほしい、との質疑に対し、寡婦とは配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法第 877 条の規定により、児童を扶養していたことのあるものをいう。との答弁がありました。

次に、議案第 49 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

へき地保育所の部分で条例改正ということであるが、このほかの条例等で影響するようないものは出てきていないのか、との質疑に対し、今回のへき地保育所条例のほかに、改正が必要な例規ということで、美唄市保育所条例施行規則、また、美唄市認定こども園条例施行規則の中での規則改正を行う予定である。との答弁がありました。

次に、議案第 49 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

へき地保育所の部分で条例改正ということであるが、このほかの条例等で影響するようないものは出てきていないのか、との質疑に対し、今回のへき地保育所条例のほかに、改正が必要な例規ということで、美唄市保育所条例施行規則、また、美唄市認定こども園条例施行規則の中での規則改正を行う予定である。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第 47 号ないし議

案第 49 号の以上 3 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第 50 号及び議案第 53 号、議案第 51 号及び議案第 52 号の以上 4 件について土井予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員長土井敏興議員（登壇）
ただいま議題となりました議案第 50 号平成 26 年度美唄市一般会計補正予算（第 3 号）、議案第 53 号平成 26 年度美唄市一般会計補正予算（第 4 号）、議案第 51 号平成 26 年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第 1 号）及び議案第 52 号平成 26 年度美唄市介護保険会計補正予算（第 1 号）の以上 4 件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、9 月 12 日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第 50 号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、行政情報化運用事業について、社会保障・税番号制度の導入に伴い、住民基本台帳システムや税システムの改修を実施するにあたり、事業期間を平成 26 年から平成 28 年の 3 か年としているが、詳しい事業内容について、との質疑に対し、平成 26 年度については、住民基本台帳システム及び税システムの改修と、宛名統合システムの改修等を行うとともに、地方公共団体情報システム機構に対して、中間サーバーのプラットフォーム整備にかかわる経費を負担するものである。

平成 27 年度については、平成 26 年度に改

修したシステムの調整や連携テストを行うとともに、国民健康保険システムや国民年金システムなどの開発及び庁内での調整、連携テストを行う予定となっている。

また、平成 28 年度については、これらのシステムに関して、国の行政機関及び他の地方公共団体との情報連携に向けた改修や連携テストを行う予定である。との答弁。

次に、これまでの住民基本台帳ネットワークシステムとシステム改修によって、社会保障・税番号制度のマイナンバー制度が導入された後では、システムにどのような違いがあるのか、また、マイナンバー制度導入により、市民や行政にどのようなメリットがあるのか、との質疑に対し、住民基本台帳ネットワークシステムにおける情報については、氏名、生年月日、性別、住所の、いわゆる基本 4 情報にとどまっており、閲覧等についても市役所内部に限定することを前提としていたが、マイナンバー制度により個人番号カード等が導入されることで、国民一人ひとりに固有の番号を割り当て、希望者には IC カードを配布することで、税分野や社会保障分野、災害対策といった多岐にわたる情報が共通番号の情報の中で管理できることから、利用範囲が広がる。また、マイナンバー制度によるメリットとして、住民が各種行政手続きの申請をする際、各関係機関から取り寄せていた添付資料が不要となり、金銭的な負担や時間的なコストの節約につながることや、将来的には、パソコンから、いつでも社会保障に関する自己の情報やお知らせ、サービス等の情報の確認を行うことができるとともに、行政においては、現在よりも情報を正確に把握でき、ス

ピーディーで公正な審査が可能となる。との答弁。

次に、基金積立金について、美唄市の財政規模からすると、平成 25 年度末残高の 5 億 5 千万円程度が妥当であると認識していたが、今回の基金積立金により、美唄市の財政規模以上の財政調整基金をもっていることになるのか。また、財政調整基金の取り崩しは、どのような場合に可能となるのか、との質疑に対し、財政調整基金は標準財政規模の 5 % から 10 % が適切であると言われており、本市の平成 25 年度決算に基づく標準財政規模は約 95 億円となることから、5 億から 10 億ぐらいが妥当であると考えている。

また、財政調整基金の取り崩しについては、財政調整基金条例第 4 条の規定に該当する場合に限り、議会の議決を経て使用することができる。との答弁。

次に、定期予防接種事業について、肺炎球菌ワクチンは市立病院をはじめ、市内の医療機関で接種することができるが、接種費用を医療機関が個別に設定している場合、市民の自己負担額に違いがでるのか、また、助成金額の決定経過及び対象者への周知方法について、との質疑に対し、市内医療機関の予防接種の費用については、医療機関によって接種費用に違いがあることから、受診する医療機関によって自己負担額に違いがでてくる。

また、接種費用の助成額については、道内の各自治体の助成額を参考にしながら、本市の財政状況も踏まえて決定しているところである。

なお、対象者への周知については、広報誌メロディーの 10 月号に掲載するほか、今後、

地域の保健推進員を通じてワクチン接種に関する周知を徹底していく。との答弁がありました。

次に、議案第 53 号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、子育て世帯臨時特例給付金給付事業について、現在の給付金の支給状況について、との質疑に対し、給付金の支給状況については、8 月 20 日の支払が 1,319 件となっており、また、9 月 20 日の支払見込み数が 248 件であることから、合計 1,567 件となっている。との答弁。

次に、公務員分の算定に差異が生じ、給付に不足が生じたとあるが、公務員分の不足とはどのようなことか、との質疑に対し、当初、給付費の算出については、国からの参考算式例により積算をしたが、その後、公務員分の給付費分に差異があることがわかり、その補正額として 250 人分の給付費の追加となった。との答弁がありました。

なお、議案第 51 号及び議案第 52 号についての質疑はありませんでした。

結果と致しまして、議案第 50 号及び議案第 53 号、議案第 51 号及び議案第 52 号の以上 4 件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、認定第 1 号ないし認定第 10 号の以上 10 件について、小関決算審査特別委員長。

●決算審査特別委員長小関勝教君(登壇) ただいま議題となりました認定第 1 号平成 25

年度美唄市一般会計決算認定の件、認定第2号平成25年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第3号平成25年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第4号平成25年度美唄市下水道会計決算認定の件、認定第5号平成25年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第6号平成25年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第7号平成25年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件、認定第8号平成25年度市立美唄病院事業会計決算認定の件、認定第9号平成25年度美唄市水道事業会計決算認定の件及び認定第10号平成25年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上10件について、決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月16日ないし9月19日の4日間、委員会を招集して審査をいたしました。

委員会の冒頭、副市長から補足説明があり、引き続いて代表監査委員から総括的所見がありました。

その後、認定第1号、平成25年度美唄市一般会計決算認定の件に対する質疑に入りました。

以下、その主なものについて申し上げます。

まず初めに、第1款議会費、第2款総務費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、地域防災事業について、美唄市において災害が発生した場合、避難所の開設はどのように行われるのか、また、開設に際しては行政だけでなく、避難所の管理者においても迅速な対応が求められるが、管理者の対

応についてどのように指導しているのか、との質疑に対し、避難所については、災害の発生、または、発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置し、避難勧告等の発令基準に基づき、開設の準備にあたる場所である。

また、避難所の開設にあたり、管理者が対応するマニュアル等はないことから、今後、国からの指針等を参考にしながら、管理者との協議の場を設けるなど、管理者と連携し迅速に対応できるよう、その周知に努めたい。との答弁。

次に、市バス路線維持費補助事業について、乗合タクシーの運行費補助の状況について、との質疑に対し、平成25年度から、日東・茶志内地区、西美唄・開発地区、中村・沼の内3地区で乗り合いタクシーの予備運行を1年間実施したことから、平成25年度の乗り合いタクシー補助事業費は約430万となり、平成24年度と比べ230万円の増となっている。との答弁。

次に、乗り合いタクシーの運行地域が増えたことで利用者も増えているが、それに伴って、利用者の満足度についてはどのように把握をしているのか、との質疑に対し、平成25年度に、乗り合いタクシーの登録者全員にアンケート調査をしたところ、その回答の中には、病院の時間に合わないなどの要望もあるが、多くの回答は、非常に満足しているという結果となっている。との答弁がありました。

次に、第3款民生費、第4款衛生費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、介護基盤緊急整備等補助事業につ

いて、特別養護老人ホームの経費は、市の施設でも民間の施設でも同額となるか、との質疑に対し、入所の経費については、収入による経費のほか、居住費、食料費、介護保険負担金などが主な経費で、市の施設も民間の施設も同じであるが、民間は恵祥園と違い、個室もあることから、個室に入る場合は1日500円の負担が生じる。との答弁。

次に、恵風園整備事業について、恵風園・恵祥園は建築年次が古く、施設の老朽化も進んでいるが、施設の整備や修繕の実施状況について、また、恵風園のあり方を含む今後の中期的な課題について、との質疑に対し、恵風園・恵祥園は築36年が経過しており、建物及び附帯設備が老朽化しているが、昨年は、恵風園の地下重油タンク給油管取替え工事、また、本年度は、恵風園の屋上防水工事を実施しており、居住環境の改善のため、年次計画に沿った修繕を行っている。また、恵風園の今後については、老朽化をはじめ、入所者の減少や特養化といった課題もあるが、現在、策定中である「第6期美唄市総合計画」後期基本計画や「地域医療再構築プラン」において、保健・医療・福祉の連携を視野に、今後のあり方について検討している。との答弁。

次に、救急医療啓発普及事業の決算額453万1,000円の内訳と委託業務の具体的な内容について、との質疑に対し、救急医療啓発普及事業委託事業として、美唄医師会に435万1,000円、美唄歯科医師会に18万円となっており、委託業務の内容は、医療啓発活動に伴う広報原稿の執筆のほか、救急医療の対策講演会、その他医学研修事業、また、救急医療に伴う夜間・休祭日における医師派遣の調整

業務となっている。との答弁。

次に、子宮頸がん等ワクチン接種事業について、ワクチンの接種後に健康被害に遭われた方に対する医療費の支援措置について、との質疑に対し、医療費の支援措置については、既に実施をしている横浜市の事例を参考にしながら、年度内のできるだけ早い時期に、市としての方針を出したいと考えている。との答弁。

次に、ワクチン接種者後の健康被害に関するアンケート調査の結果について、との質疑に対し、アンケート調査は、対象者618名に実施し、341名から回答があったが、その中で、何らかの体調変化があったと答えたのは約3割で、そのほとんどは、注射部の腫れ、赤み、痛み、かゆみとなっている。また、多くの方は症状が1週間以内で改善されているが、3名が継続受診をしている。との答弁がありました。

次に、第5款労働費、第6款農林費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、季節労働者通年雇用促進支援事業について、美唄市にはどのくらいの季節労働者がおられるのか、また、季節労働者が通年雇用された実績について、との質疑に対し、美唄市の季節労働者は、ハローワークの資料によると現在607名で、この内、124名が季節労働者通年雇用促進協議会に登録しているが、厳しい雇用環境の中で企業訪問等を行う中で、毎年1名から2名が通年雇用となっている。との答弁。

次に、緊急雇用対策事業について、事業実績ということで、成果指標、活動量等として

決算報告書に記載されているが、何をどういうふうにかかれたのかという内容について記載できないのか。また、緊急雇用に係る雇用単価の積算に一定の上限があるのか、との質疑に対し、決算報告書の記載のあり方については、今後工夫しながら、わかりやすい形態にするよう検討していきたい。また、雇用単価については、事業に伴う人件費として、個々の単価等についての規定は特にないが、この事業を活用する場合には、全体事業費の2分の1以上を人件費とする条件がある。との答弁。

次に、農業委員会事務について、総会開催数12回、議案件数で326件とあるが、主な議案の内容について、との質疑に対し、議案の内容は、農業委員会の現況証明による地目変更27件、個人間で農地等の所有権を移転する3条の許可36件、農業基盤強化促進基本構想に基づく農地の利用権の設定を行う利用調整215件、北海道農業開発公社に所有権を一時的に移転させる買入協議28件等となっている。との答弁がありました。

次に、第7款商工費、第8款土木費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、企業立地等振興対策補助事業について、新規投資及び増設投資に対して助成を行った企業名と補助の金額について、との質疑に対し、新規投資に対する補助金については、ホクトヤンマー株式会社に734万8,000円となっており、また、増設投資に対する補助金については、株式会社道央メタルに1,521万3,000円、株式会社北海道イノアックに937万6,000円、有限会社伊原商店に538万5,000

円となっている。との答弁。

次に、ピパオイの里プラザ管理運営事業について、ピパオイの里プラザの設置目的と利用状況の内訳について、との質疑に対し、設置目的については、「地場産業の研究並びに異業種交流の場に供し、地域おこし及びまちづくりのための人材育成を図り、郷土の振興発展に寄与するため」となっている。また、利用状況の内訳は、会議が3,507名、サークル等の文化活動が1,825名、食品加工研究活動等が280名、合計5,612名となっている。との答弁。

次に、市営住宅維持管理事業について、市営住宅の空き家にかかる用地の草刈り等維持管理について、との質疑に対し、市営住宅の空き家周辺の管理については、市で調査を行いながら、基本的には自治会に草刈等の清掃活動をお願いしているが、その状況に応じて、市でも草刈等を行っている。また、今後は、市と自治会の役割分担について、自治会の意見を聞きながら検討していきたい。との答弁。

次に、住宅改修促進助成事業について、バリアフリー改修と断熱改修の割合について、また、今後の事業の拡充について、との質疑に対して、住宅改修については、バリアフリーが9件、断熱が39件で合計48件となっている。また、今後は高齢者の増加により、需要が増えていくと考えられる。事業の拡充については、経済効果は大きいが、市の財政状況を踏まえると、拡充には国の支援策の活用が不可欠であることから、今後、国の制度の動向や他市の事例などを参考に検討していきたい。との答弁がありました。

次に、第9款消防費、第10款教育費にかか

る質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、消防救急無線のデジタル化整備事業について、デジタル化によるメリットについて、との質疑に対し、メリットとしては、1つには、データをやりとりできるシステムである、2つには、同じチャンネルの中でも無線の数を増やすことができる、3つには、通信の秘匿性ということで、無線の傍受ができないシステムである。との答弁。

次に、消防水利管理事業について、冬季間における、消火栓及び防火水槽の除雪について、との質疑に対し、消火栓及び防火水槽の除雪については、職員、分団及び業者委託により行っている。との答弁。

次に、小中学校文化行事開催事業について、市内弁論大会における各学校からの参加枠については、教育振興会の中学校国語担当の教員を中心に決めているとのことだが、優秀な生徒も多いので、もっと枠を拡大すべきではないか、との質疑に対し、全道へつながる大会のため、全道的なルール等もあるかもしれないが、今後、検討していきたい。との答弁。

次に、市民会館文化補助事業について、この事業の名称に「市民会館」とについているが、これは、指定管理者としての市民会館の事業なのか、それとも、教育委員会の社会教育事業としての補助事業なのか、との質疑に対し、指定管理者である文化協会が市民会館等で行う事業と、文化協会が自主事業として行うものと、明確に区分するようにしていきたい。との答弁がありました。

次に、第11款災害復旧費ないし第15款予備費にかかる質疑・答弁のうち、主なものに

ついて申し上げます。

初めに、職員費について、市の歳出において、大きな割合を占める職員給与費の削減額について、との質疑に対し、決算額における職員給与費の削減額は3億0,289万1,000円となっている。との答弁。

次に、独自削減の部分で、単年度においても3億に及ぶ影響額となり、職員の人生設計にも大きく影響していると考えるが、財政健全化を推進するために、具体的な数字を示し、この実態を市民に理解してもらうということが、説明責任を果たすということにつながるのではないかと、との質疑に対し、財政健全化計画は、市立病院繰出しを含めた総額40億円を8年間で捻出することを目的に、そのうち約7割を人件費から捻出することで進めているところであり、このことについて自治組織代表者会議、まちづくり地区懇談会において説明しているところである。財政健全化計画の進捗状況についても、市民の皆さん、職員の理解・協力のもと進めているという認識に立ち、一番いい説明責任のあり方を検討していきたい。との答弁がありました。

次に、歳入全般にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、美唄市農業試験ほ場負担金について、試験を行っている場所と試験及び負担金の内容について、また、直播栽培の試験も行っているのか、との質疑に対し、試験は上美唄で行っており、5品種、4系統の水稻栽培や移植栽培の試験を実施している。負担金については、試験にかかる経費を各農協から負担してもらっており、JA美唄が21万3,155円、JA峰延が10万6,537円、JA岩見沢が

1 万 7,891 円となっている。また、直播栽培の試験については行っていない。との答弁。

次に、ふるさと納税について、市民による他市町村への寄附金額について、また、「ふるさと納税」に対する特産品の提供について、との質疑に対し、市町村民税分としては 48 万 4,737 円となっている。また、ふるさと納税については、特産品をもらうことが先行し、全国的に過熱している状況にあるが、多くの方に「ふるさと美唄」を応援してもらえよう、来年度に向けて検討していきたい。との答弁がありました。

次に、認定第 2 号平成 25 年度美唄市市民バス会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、市民バスについて、高齢化が進む中、通院や買い物など市民の足の確保について、今後の運営も含めどのように考えているのか、との質疑に対し、アンケートや市民の利用状況の実態を踏まえ、改善等について検討していく考えである。との答弁がありました。

次に、認定第 3 号平成 25 年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、保健事業について、脳ドックの受診状況について、との質疑に対し、平成 25 年度の受診人数は、国保は 188 人、後期は 58 人となっているが、指定病院が市立美唄病院と北海道中央労災病院せき損センターがあり、希望する病院によっては、定員となってしまう希望に添えないこともある。また、今年度より、定員に満たない場合は、「キャンセル待ち」及び「追加募集」の方法で進める。との

答弁。

次に、滞納措置の短期証及び資格証について、納税相談に応じない、納税相談後に履行しない等の理由で短期証あるいは資格証を発行しているが、市民の事情等を把握した上で、発行を抑えていくべきと考えるが、市の考え方について、との質疑に対し、この短期証及び資格証の発行は、納税相談及び納付指導の機会を得られることから、国保税の収納率向上において重要なことと考えており、今後も、きめ細かな納税相談を進めていきたい。との答弁がありました。

次に、認定第 4 号平成 25 年度美唄市下水道会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、下水道管渠維持管理事業について、決算額 3,694 万 4,000 円となっているが、具体的な内容について、との質疑に対し、事業内容については、下水道施設の維持補修、凍上対策によるマンホール周辺の段差対策、テレビカメラによる下水道管渠内の調査、管渠清掃、マンホールポンプ場の機械施設の整備・点検等である。との答弁。

次に、下水道整備における水洗化の普及率、及び全国・全道平均の普及率について、との質疑に対し、普及率については、速報値で全国平均が 76.3%、全道平均が 89.3%、美唄市が 75.2%となっている。との答弁がありました。

次に、認定第 6 号平成 25 年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、恵祥園の一般管理事業について、給与等に関する職員の内訳と介護サービスの

提供における労働環境の整備について、との質疑に対し、給与の内訳については、正職員 8 名、嘱託職員 21 名で 6,503 万 4,402 円、賃金については、パート職員、介護員含め 11 名で 1,274 万 6,911 円になる。

また、労働環境については、2025 年に向けて団塊の世代が後期高齢者世代に入っていくことから、介護需要が飛躍的に伸びると予想されており、さらに介護職員の確保が厳しくなることから、労働条件の改善並びに給与の改定等も含め、内部で検討していく考えである。との答弁がありました。

次に、認定第 8 号平成 25 年度市立美唄病院事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、市立病院の経営にあたって、一番基礎となるのは医師の確保と考えるが、平成 25 年から現在までの取り組みと、将来に向けた考え方について、との質疑に対し、医師確保については、現在も大学医局からの常勤医の派遣が厳しい状況にあるが、昨年、市民の方からの情報提供をきっかけとして、本年 4 月に内科医師 1 名の採用があった。現在の取り組みとしては、江別市立病院が総合内科医を養成していることから、研修医の派遣を依頼しており、また、民間の医師派遣会社から、北海道に戻って勤務を希望されている医師についての情報提供があり、勤務内容等について説明予定である。また、総合診療医の学会であるプライマリーケア学会の総会に際して、市立病院の事務局が昨年に引き続きお手伝いをしており、道内の若い総合診療医にも美唄市が少しずつ認知されていると考えている。医師の確保については、継続した取り組みが

大切と考えており、引き続き努力していきたい。との答弁。

次に、市立病院の医師住宅を売却していたと思うが、その後の状況について、との質疑に対し、現在、土地 1 件と住宅のある土地 1 件の計 2 件について売却予定であり、年に 2 回、市の契約管財課がオークションにかけているが、買い手はついていない状況である。との答弁がありました。

次に、認定第 9 号平成 25 年度美唄市水道事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

不良債務解消に向けた美唄市の取り組みについて、との質疑に対し、平成 25 年度決算計上した不良債務については、人口減による水道料金の減が非常に大きく、料金改定を視野に入れた検討を進めていかなければならないと考えている。

しかし、水道は、生活をしていくライフラインの非常に大きなものというふうに考えており、その料金の改定等は市民生活に大きな影響を与えることとなるため、今後、その改定 時期、改定率等あらゆる角度から検討し、進めていかなければならないと考えている。との答弁がありました。

なお、認定第 5 号、認定第 7 号、認定第 10 号、書面審査及び総括質疑に関して質疑はありませんでした。

以上の経過から、認定第 1 号及び認定第 3 号についてはご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

また、認定第 2 号、認定第 4 号ないし認定第 10 号については、原案のとおり認定すべき

ものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきま
すようお願い申し上げまして、報告を終わ
ります。

●議長内馬場克康君 これより議案第 43 号
ないし議案第 46 号、請願第 1 号の以上 5 件に
ついて一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 43 号美唄市長期継続契約を
締結することができる契約を定める条例の一
部改正の件ないし議案第 46 号財産購入の件、
請願第 1 号集团的自衛権を憲法解釈変更で行
使容認することに反対する請願の以上 5 件は**
委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 47 号ないし議案第 49 号の
以上 3 件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 47 号美唄市廃棄物の処理及
び清掃に関する条例の一部改正の件ないし、
議案第 49 号美唄市へき地保育所条例の一部
改正の件の以上 3 件は**、委員長報告のとおり
決定されました。

これより議案第 50 号及び議案第 53 号、議
案第 51 号及び議案第 52 号の以上 4 件につ
いて一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することに、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 50 号平成 26 年度美唄市一
般会計補正予算(第 3 号)及び議案第 53 号平
成 26 年度美唄市一般会計補正予算(第 4 号)、
議案第 51 号平成 26 年度美唄市国民健康保険
会計補正予算(第 1 号)及び議案第 52 号平成
26 年度美唄市介護保険会計補正予算(第 1
号)の以上 4 件は**委員長報告のとおり**決定**
されました。

これより認定第 1 号について質疑を行いま
す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7 番、吉岡文子議員。

●7 番吉岡文子議員(登壇) ただいま議題

となりました認定第1号平成25年度美唄市一般会計決算について、討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

平成25年度政府予算は、大型公共事業のばらまき、大企業減税の拡充社会保障の削減、原発推進、軍事費の拡大など、財界とアメリカいなるの政治を完全に復活させる予算となりました。安倍晋三首相は所信表明演説で、強い日本をあげ、軍事費を400億円予算増額しました。平成24年度補正予算とあわせた15カ月予算で見れば2,500億円と、過去最高の伸びです。不要不急の大型公共事業や原発輸出推進費等大企業向けの予算も並びます。

一方で、暮らしにかかわる予算はどうか。社会保障の伸びは圧縮されました。象徴的なのは国民生活の最低ラインである生活保護費を平成25年度分だけで671億円削減したことです。3年後には年間約1,200億円削る計画です。暮らしと平和を踏み潰して、強い国家を目指しても、国民との矛盾は避けられません。円安で物価が上がっているにもかかわらず、年金は削減されました。年金しか頼るすべのない高齢者にとっては、むごいといしか言いようのない高齢者政策です。子どもの貧困が国家的規模で解決すべき課題に取り上げられましたが、やっと認知されているといった段階にすぎません。経済協力開発機構OECDは、加盟国の教育状況の調査結果、図表で見る教育、2013年度版を発表しています。2010年の日本の国内総生産GDPに占める教育機関への公的支出の割合は、前年と同じ3.6%で、加盟国で比較可能な30カ国中、

最下位でした。最下位は4年連続でした。

神戸女学院大学名誉教授の内田樹さんは、安倍政権に対して、次のように述べています。「今の日本では、日本以外のところで暮らせる人間達が社会の最上層を形成し、日本列島でしか生きていけない、日本語しか話せない、日本文化に深く根づいた人達が最下層に格付されています。この下層民達は低賃金に耐え、原発事故に怯え、高い税金を払い、上層民達が効率的に金もうけをするのを支援することを要求されている。これを国民国家の解体と言わずして何と形容すればいいのでしょうか。」まさに、内田樹教授の言うとおりです。こうした安倍政権による政府予算のもと、執行された平成25年度決算ですが、執行にあたられた職員の皆さんのご苦労には改めて敬意を表します。

平成25年度一般会計決算は、歳入164億5,416万3,334円、歳出162億1,554万6,750円、差し引き2億3,861万6,584円となっています。

歳入では、市税は対前年度比で0.2%減、地方交付税は対前年度比で1.2%増となっています。

歳出の主なもののうち、市民生活に密接にかかわる事業では、ごみ広域処理焼却施設整備事業、生ごみ堆肥化施設整備事業、し尿共同処理施設整備事業、美唄市バス路線維持費補助事業では、市民の足としての市内のバス路線への補助やバス路線で網羅できない地域への乗合タクシーの運行、防災ガイドマップ作成事業、防災資機材等整備事業、消防車両整備事業などが執行されました。基幹産業である農林費では、前年度比約3,330万円増と

なっておりますが、増額要因は、農業振興費、換地事業費、分収造林費の増加にあります。安倍内閣の農政のもと、ＴＰＰや農政改革の波に飲み込まれそうになっている農業従事者に対して、十分な支援となっているか疑問です。今後の施策展開を期待したいものです。商店街のにぎわいも戻っておらず、商業地域には空き地や各店舗が目立ちます。市民生活を支える道路や側溝の整備はどうでしょう。いまだ未舗装の道路や児童生徒の通学の安全確保にかかせない歩道が整備されていない道路も多く見かけられます。美唄で暮らす市民のささやかな願い、それは住みなれた土地で息絶えるまで暮らしたいということに尽きます。

財政健全化にありながらも、市民生活の安定のため独自施策を展開している自治体は数多くあります。オホーツク圏の訓子府町の菊池一春町長の町政を語った講演の一部を紹介します。町民税の１％大体 500 万円くらいは町民のために使えるようにしようと提案しました。町民 5 人が集まって申請すれば、50 万円を限度でお金を出すという制度です。まちおこしで農産品加工などでも利用できないかということで、これも 50 万円程度で出すようにしました。今、障害者施設の人達が無農薬で育てた赤しそを使った無添加のジュースや農業試験場の研究員が作ったスノーマーチというジャガイモができ、それをわが町の青年たちはこのお金を使って「訓粋」という焼酎を作って限定販売しています。

国は、道州制を導入しようとしています。全国を 10 のブロックにして、基礎的自治体を人口 35 万人くらいを基準にしていこうとい

う乱暴なやり方に対して、全国町村会は真っ向から反対しています。新しい地方自治への挑戦だと思っています。憲法の規定も大幅に変えようとしています。我々が作り上げている身近な地方自治を根本から崩そうという挑戦が既に始まっていると思います。というぐあいに、訓子府町の独自施策と地方自治に対する菊池一春町長の情熱を紹介しました。首長さんの意欲さえあれば、できる施策は数多くあります。

平成 25 年美唄市一般会計決算の内容は美唄市の極めて厳しい財政状況を反映したものです。全体を見れば結果として、基本的には国の進める路線に従った内容となっています。市民生活に目を向け、市民とともに地方自治をつくり上げることを市長に希望することを申し上げ、平成 25 年度美唄市一般会計決算認定について反対の立場からの討論といたします。

●議長内馬場克康君 4 番、丸山文靖議員。

●4 番丸山文靖議員（登壇） ただいま議題になりました認定第 1 号平成 25 年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参加をいたします。

私の立場は認定することに賛成であり、以下、その理由と若干の意見を述べます。

平成 25 年度一般会計決算は、歳入総額 164 億 5,416 万 3,334 円に対し、歳出総額 162 億 1,554 万 6,750 円で、歳入歳出の差額は 2 億 3,861 万 6,584 円となり、翌年度に繰り越すべき財源 1,412 万 3,000 円を除く実質収支で 2 億 2,449 万 3,584 円の黒字決算となっています。

平成 25 年度決算状況については、歳入面か

ら申し上げますと、市税が予算よりも約1,000万円程度増えたものの、地方交付税と実質的な地方交付税とされている臨時財政対策債の合計に対する決算額が予算現額よりも約3,293万円の減、歳出面では、雪による道路や中心市街地の除排雪経費として約1億1,300万円の補正予算を編成するなど、大変厳しい年度ではなかったかと思います。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政健全化判断比率については、平成24年度決算と比較して、連結実質赤字比率で2.91ポイント、実質公債比率では1.1ポイント、将来負担比率は20.1ポイント改善が見られています。

こうした状況の中、決算で黒字の確保、健全化比率の数値の改善は市民の皆様の深いご理解とご協力をいただいたことや、財政健全化計画に基づき人件費の抑制、経費の節減などを着実に実行してきたことが要因であると考えます。今後とも理事者側においては、財政健全化に向けた取り組みを着実に推進していただきたいと思います。

賛成理由について、主な施策の取り組みについて申し上げますと、平成25年度は、びばい未来交響プラン第6期美唄市総合計画の都市像に掲げている「食・農・アートの響き合う緑のまち美唄」の推進を基本に、ごみの広域処理焼却施設整備事業や生ごみ堆肥化整備事業など、環境に配慮しながら、本市の基幹産業である農業を機軸とした産業間連携による経済振興や防災資機材等整備事業、バス路線維持費補助事業など、安全安心な暮らしに立脚した市民生活の向上を図りながら、地域の特性を活かした人づくり、まちづくりの施

策に積極的に取り組まれたことを評価するものでございます。地方財政制度の行方は極めて不透明な状況にあり、厳しい財政運営が続くと認識しておりますが、市長の強いリーダーシップのもとで市民のニーズに応えながら、財政の健全化と地域活性化に向けて、積極的に取り組まれますことをご期待申し上げて、私の討論といたします。

議員各位には、よろしくご賛同のほどお願いを申し上げます。

●議長内馬場克康君 6番、森川明議員。

●6番森川明議員（登壇） ただいま議題となりました認定第1号平成25年度美唄市一般会計決算認定の件について、討論に参加をいたします。

私の立場は認定に反対で、以下その理由と意見を申し上げます。

理由は、幼小フッ化物洗口推進事業についてです。この事業に対しては、一貫して反対の立場をとってきました。賛否両論の多くの意見があることも承知をしています。先ずこの問題について、フッ素問題全国連絡会が本年立ち上がりました。清水歯科医師と村岡篤子元旭川市議、大久保則夫さんが共同代表で、子どもたちの健康を守るために集団フッ素洗口の中止及びフッ素塗料塗布の許否、水道水へのフッ素添加の動きの措置を目的に、全国で運動が展開をされています。また、インターネットTHINKERでは虫歯予防フッ素の真実として、今、学校で使用されているフッ化ナトリウムは単体で使用する面は少なく、化合物として用いられていることが多いとし、フッ素の毒性とフッ素の恐ろしい歴史があり、これ等は、史上最悪の汚染物質であると決め

ています。安全とされる適量のフッ素を登用しただけで、神経細胞から他の神経毒が引き起こします多動性障害、記憶障害、知能障害が観測されているのです。反フッ素ネットワーク代表、世界的に有名なポール・コネット博士はケンブリッジ大学を卒業し、科学博士号を取得し、アメリカ各州を初め、世界 40 カ国で講演を行い、いわゆるトップのフッ素研究者ですが、昨年 11 月 24 日埼玉県吉川市で第 33 回日本フッ素研究会が開催され、水道水フッ素化に反対する科学的根拠として講演をしましたが、博士はフッ素のさまざまな被害が歯、骨、脳の分岐器官にもたらすとし、世界の中国やインドの現状について報告をされ、私のところにも、その文献が届いており読みました。集団フッ化物洗口には、事故はなかったと関係機関では言っていますが、実際に多くの事故があるのです。

1 つの例ですが、何度も言ってきましたけれども、長崎県香焼町の現在長崎市に合併されましたが、小学校で洗口に使用したコップの消毒液ハイアミンが残留し、洗口したために 14 人が異常を訴え救急車で病院へ、そのうち 2 名が入院した例があります。私は、長崎市に勤務したこともあり、この事故は語り草になっております。

そのような状況の中で、WHO 世界保健機関で厚生省、労働省等は専門機関・専門団体が一致して安全性を認めていますが、ほかにも事故の例があるのです。佐賀県、新潟県もです。長くなりますから、具体的な報告はやめたいと思いますが、特に保育園児、幼稚園児は取り扱いを間違えると大事故になります。

決算の質問で回答があった、残された私立

の幼稚園を実施したい旨、答えがありました。が、なぜ急ぐのか全く理解ができません。薬剤の管理、保管、実施の手順などまだ、保護者・教職員からすると、理解は得たものとなっていない。教育委員会は、保護者や教職員に対し理解を得ているとしていますが、反応は、洗口を誤飲してしまう危険性、安全性に不安を依然として持っており、洗口液を捨てる場所、環境汚染等、学校側の説明も十分とは言えない現況にあるのです。平成 24 年、平成 25 年と反対を押し切り、幼小フッ化物洗口事業を実施してきました美唄市、危険なフッ化物に頼らない虫歯予防を、親の責任で虫歯対策をすべきです。虫歯も統計データでは、現在減っております。これは家庭内での健康意識の高まりであり、現在まで集団フッ化物洗口事業を行っていない地域では、虫歯は減っているんです。今、行っている工業用試薬を希釈し、医療従事者のいない中で、集団で行う危険性は極まりないことであり、直ちにフッ化物洗口を見直すことを訴え、反対の討論といたします。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第 1 号平成 25 年度美唄市一般

会計決算認定の件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより認定第2号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**認定第2号平成25年度美唄市民バス会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより認定第3号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました認定第3号平成25年度美唄市国民健康保険会計決算認定について、討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

市町村が運営する国保は、他の医療保険に加入しない、すべての国民に医療を保障する制度です。現役時代は健保や共済に入っていた人も、年金生活になると、多くは国保に加入します。国保は、誰もが1度はお世話にな

る医療制度であり、国民の3人に1人が加入する日本最大の医療制度です。また、制度制定当初は、政府管掌保険や組合健康保険などの医療保険、いわゆる職域保険に加入していない農漁業者、自営業者などが加入の大半でしたが、雇用形態の変化や不況と構造改革のもとで、農漁業者、自営業者の経営が苦しい中、就労人口も減少し、一方で年金者や非正規労働者などの被用者が市町村国保の加入者の多くを占める状況となっています。国保会計の貧困化と言われる事態が生み出されるということになります。国庫補助なしには運営することが困難な構造上の問題を持つ国民健康保険ですが、この間、国保の総会計に占める国庫支出の割合は、1894年度の約50%、1984年度の約50%から2009年度の24.7%と半減されています。このことが、国保の運営に大きな影響をもたらしており、結果として国保の市民負担を引き上げることにつながっているのです。

平成25年度美唄市国民健康保険会計の決算内容は歳入39億0,647万8,300円に対し、歳出38億0,828万6,729円となっており、差し引き9,819万1,571円の黒字決算となりましたが、単年度収支では1,091万7,433円の赤字となっています。本年度においても日本共産党議員団が国保運営に欠かせないと訴えてきた法定基準外の繰り出しが実現できました。また、滞納世帯への制裁措置として短期保険証や資格証明書を発行が続けられていますが、収納率の向上につながっているかは、甚だ疑問と言わざるを得ません。1度発行すると発行数が減らずに増えていくことも指摘されています。きめ細やかな納付相談等で滞

納発生させない行政の取り組みを強く要望いたします。

高橋市長におかれましては、国庫支出の増額を国に対して強く求めていただき、市民負担の縮減のための法定基準外繰り出しの継続と増額、税の収納効果が少なく重症化を招く資格証明証の発行を首長としてきっぱり中止するよう期待申し上げまして、反対の討論を終わります。

●議長内馬場克康君 8 番、桜井龍雄議員。

●8 番桜井龍雄議員（登壇） ただいま議題となりました認定第 3 号平成 25 年美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、討論に参加させていただきます。

結論から申し上げます、私の立場は認定に賛成であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

国民健康保険は、住民にとっての医療を受ける機会を確保する地域保険として、国民皆保険制度の中核をなすものでありますが、現在は、高齢者や低所得者の加入が増加し、医療費水準は高くなる一方、加入者の所得水準が低いというような構造的な問題を抱えており、多くの市町村国民健康保険者にとっては、事業の財政を悪化させている状況にあります。

このような状況の中、本市の平成 25 年度決算状況は実質収支額で 9,819 万 2,000 円の黒字となっております。これは税収の確保に努められたもののほか、一般会計から繰入額がなされる中で、決算余剰となったものであり、今後は健康増進の推進にも努められ、医療費を抑制するとともに、滞納の収納を図り、自主財源である保険税を確保することにより、見通しを持った運営を行っていただきたいと

考えているところであります。

本市におきましては、市全体のうち市の国民健康保険への加入率は 37%と、依然として高い状況にあります。しかしながら、世帯当たりの人員は 1.6 人となっており、一人世帯が多くなっている状況も見ることができます。高齢化もますます進む状況にあり、必要とする時に安心して医療を受けることができるよう、しっかりとした制度の周知と安定した事業運営が求められるものであります。私たちも特定健康検診や各種がん検診を受診するほか、医療受診の際もジェネリック医薬品の利用を前向きに検討するなど、疾病の予防をする、適切に医療受診をするという意識を持つことが、何よりも必要なのではないかと考えるところであります。

国民健康保険制度においては、市町村国保の運営保険者を都道府県に移行する方向性が示され、財政上の構造的問題の解決、都道府県と市町村の役割、保険料の負担など、それぞれの項目についての検討が開始されていると認識しております。今後、市町村国保は情報を的確に把握しながら、対応していかなければならないものと考えているところであります。しかしながら、現時点におきましては、現在、運営している事業の安定を保ちつつ、被保険者に対しては健全な事業状況をお示しすることができるよう、適切に事業運営がなされますことをご期待申し上げまして、私の討論を終わります。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**認定第3号平成25年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより認定第4号ないし認定第10号の以上7件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第4号平成25年度美唄市下水道会計決算認定の件ないし認定第10号平成25年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上7件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、意見書案第16号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書ないし日程の第12、意見書案第25号義務教育費国

庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・充実に向けた意見書の以上10件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第16号について、13番土井敏興議員。

●13番土井敏興議員(登壇) ただいま議題となりました意見書案第16号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、美唄市においても、森林は総面積の44%を占め、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきました。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続自体が危ぶまれる事態も想定されています。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられていますが、我が国においては、化石燃料への依存が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっています。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後

の木材自給率を 50%以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築することとしました。

このような中、道では、平成 21 年度に国が創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域のさまざまな取り組みを支援してきたところがあります。

この結果、トドマツやカラマツなど、人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の 2 倍以上の約 6 割に達しています。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取り組みを支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」の継続またはこれにかわる恒久的な支援制度を創設するなど、林野関連施策の充実・強化を図ること。

2. 国際的な気候変動対策の枠組みの合意ルールである森林経営による森林吸収量の算入上限値 3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に、森林吸収源対策を追加するなどし、森林整備の推進等のための安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 9 月 24 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第 17 号ないし意見書案第 20 号の以上 4 件について、3 番、谷村知重議員。

●3 番谷村知重議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 17 号ないし意見書案第 20 号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

軽油引取税の課税免除措置などの
継続を求める意見書

農業など各産業分野の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除措置（免税軽油制度）が、平成 27 年 3 月末で適用期限を迎えることになります。

経営規模が大きい北海道の農業は、トラクター等の大型農業機械を使用し、燃料として免税軽油を使っています。また、索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使う圧雪車の

燃料等々に使用する軽油も免税となっています。

平成 25 年度において道内で活用された免税軽油の量は 80 万 3 千 kℓ にのぼり、免税額にして 257 億円に達し、このうち農業分野の使用量は 22 万 8 千 kℓ、免税額で 73 億円となっています。

また、美唄市における農業分野での免税軽油の使用量（平成 25 年度分）は約 1,355 kℓ、免税額約 4,350 万 5 千円、索道事業における美唄国設スキー場では約 14.9 kℓ、免税額約 47 万 8 千円となっています。

このように、美唄市の基幹産業である農業の振興、併せて地域観光であるスキー場の利用人口増にも大きく貢献しています。

よって、国においては、農業事業者、索道事業者の経営が圧迫され、地域経済を支えている各産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 9 月 24 日

北海道美唄市議会

魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書

低迷していた日本経済が今再び力を取り戻しつつある中で、政府は、さらなる日本の前進に向けて、新たな成長戦略を発表するなど積極的な姿勢で取り組んでいます。

長年の課題であった少子高齢化に終止符を打ち、懸念される人口急減社会への道を断つ

ため、合計特殊出生率の向上や子育て支援策の拡充、ワークライフバランスの推進に全力で取り組む時に来ているとともに、東京への一極集中や、地方経済の衰退による地域の活力低下に対し、新たな雇用の場の創出や、新たな魅力の創造、あらゆる機能の集約化を図り、地方の活性化を急速に進めるべきことは広く国民の利益に資することは明らかなです。

美唄市においても、地域特性を生かし、企業の進出を促す取り組みや、雇用の創出を進めているものの、自治体のみの対策では厳しい環境にあることから、種々の対策を講じるためにも、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望します。

記

1. 立法、司法、行政をはじめ、経済・金融や研究・学術の機関などを全国の地方都市に分散させること。

2. 地方において中枢的な機能を担うことのできる都市については、その地方の発展を支えるとともに、国内全体の推進力として力を発揮できる体制を構築するために、様々な権限の委譲を含め、行政上の機能を一層充実させるとともに、地域活性化のプラットフォームとして集中的な投資を行うこと。

3. 人口増加を目指す定住圏等において、新たな雇用の場を創出し、若い世代が暮らしやすく、子育てしやすい環境づくりに取り組めるよう、地域再生に高い効果が期待される事業について、地域の使いやすさを重視した再編や拡充を行うこと。

4. 首都圏から全国へ、大都市から地方への流れを生み出せるよう、Uターン I ターンの促進や地域おこし協力隊、新・田舎暮らし隊

の推進、都市高齢者の地方への住み替えを容易にする支援措置等に取り組むこと。

5. 地方における企業誘致や企業を促進するために必要な財政上、税制上の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月24日

北海道美唄市議会

産後ケア体制の支援強化を求める意見書

子育て支援は、国や各自治体の取り組みにより、妊娠・出産・育児と切れ目のない支援策が講じられてきましたが、現在、大きな課題になっているのが出産前と直後の対応です。特に、妊娠中からの切れ目のない継続的な支援が必要です。

出産により女性の心身には大きな負担が生じます。特に出産直後から1か月間は、身体的な負荷に加えて、急激なホルモンバランスの変化で、精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要です。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなってきています。出産する女性の親の年齢も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況があります。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなっています。

良好な母子の愛着形成を促進するうえで、出産直後の1か月間が最も大事な時期であり、更には産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防・早期発見などの役割も果たすといわ

れています。従って、出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは欠かせないものとなってきています。

国は平成26年度の予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする「妊娠・出産包括支援モデル事業」を計上しました。少子化対策を進めるにあたって「産後ケア対策」は喫緊の課題であり、美唄市においても過去5年間の出生数は減少傾向にあり、早急に確立する必要があります。よって以下の項目の実現を強く求めるものです。

記

1. 「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。

2. モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により、産後ケアが受けられないことがないよう、利用者負担軽減策を同時に実施すること。

3. 単なる家事支援ではなく、出産後の母子のこころとからだの適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月24日

北海道美唄市議会

軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病です。

その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を始め、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂いや味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など、複雑かつ多様です。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人から様々な自覚症状が示されているにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に窮することもあるのが現状です。さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しむ状況も見受けられます。

世界保健機構（WHO）においては、外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところです。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 軽度外傷性脳損傷（MTBI）について、国民をはじめ、教育機関等に対し、広く周知を図ること。
2. 画像所見が認められない高次脳機能障害

の労災認定に当たっては、厚生労働省に報告することとされているが、事例の集中的検討を進め、医学的知見に基づき、適切に認定が行われるよう、取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月24日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第21号について、4番、丸山文靖議員。

●4番丸山文靖議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第21号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

北海道電力の電気料金再値上げの撤回をもとめる意見書

北海道電力株式会社は7月31日に、火力発電への代替に伴う燃料費の増加等を理由に、一般家庭や商店などの小口利用者向けの「規制部門電気料金」について平均17.03%の値上げを認可申請するとともに、認可の必要がない企業向けの「自由化部門電気料金」についても平均22.61%の値上げを行うことを表明し、どちらも昨年9月の値上げの2倍を超える大幅なものであります。

今回の再値上げに関しては、美唄市民をはじめ道民は、これまでも国や道の要請に応じ、身を削りながら節電に取り組んできていまし

たが、経済界、道内自治体からも、この度は「節電もう限界」「北海道電力にはもっと経営努力を望む」など、極めて厳しい批判の声が続出しています。

ことに、美唄市をはじめとする北海道経済は、未だに景気回復の実感に乏しく、引き続き厳しい状況下であり、電気料金が再値上げされることになれば、地域住民はもとより中小・零細企業、さらには、農業や漁業などの一次産業にとっても大打撃となり、地域経済の破綻にもつながりかねず、ひいては自治体存続にも大きな影響を及ぼすことは必至であります。

北海道電力の今回の再値上げ案の発表を前に、国（経産省）からは、いっそうの経営努力による経費の圧縮を求める要請があったと報道されていましたが、しかし、北海道電力は求められたような自ら身を削る経営努力は行わず、もっぱら道民にその負担を押し付ける内容となっています。

さらなる節電手段に乏しい地域住民や、価格転嫁能力や節電手段に窮している中小・零細企業が事業活動を継続していくためには、「電気料金値上げの撤回」と「電力の安定供給の継続」が不可欠であり、北海道電力はこうした声を真摯に受け止め、電気料金再値上げは撤回すべきであります。

よって、国におかれては、北海道電力の電気料金再値上げの認可申請に対し、厳しい姿勢で臨み、申請を撤回させるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 9 月 24 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第 22 号について、7 番、吉岡文子議員。

●7 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 22 号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書

全国各地で異常な大雨に見舞われ土砂災害が相次ぎ、死者と行方不明者が発生し甚大な被害を出しています。北海道でも宗谷管内礼文町で高さ 50 メートル、幅 50 メートルにわたり崩れた土砂が住宅を直撃し 2 人が亡くなりました。また、河川の氾濫によって家屋・商店、農作物・工場などが浸水し、市民生活や営業にも大きな影響をおよぼしています。

これほどの大災害が起きてしまったのは、「1 時間の雨量が 100 ミリを超すような記録的なもの」「50 年に 1 度の大雨」ということでもあります。共通した問題として、大雨に対する対策がおくれていることが指摘されています。土砂災害警戒区域の指定作業の遅れ、警戒区域に指定するための現地調査の未実施、砂防ダム整備・河川整備の遅れ、避難指示・避難所の受け入れ体制づくり等々、災害に襲われた際、被害を最小限に食い止める対策とその後の対応を改善することが求められてい

ます。

土砂災害の対策で最も大切なことは、危険箇所を周知し、避難対策を整備することと施設整備を行うことです。

北海道には約1万2千もの土砂災害危険箇所がありますが、法律に基づき指定する「土砂災害警戒区域」は約1,400箇所と、指定率は全国でも最低水準の12%程度にとどまっています。美唄市においては土砂災害危険箇所は29ヶ所あり、「土砂災害警戒区域」の指定箇所は現在ありません。

警戒区域に指定されたなら、土砂災害防止法に基づき、市町村の地域防災計画に災害発生時の避難路や避難所などの記載、ハザードマップ作成、さらに特別警戒区域に指定されたなら、宅地開発が許可制になるなど土地利用に規制などの対策が講じられることとなります。今回のような大災害が全国どこでも起こりうることを前提に、災害を防ぐ対策を抜本的に見直し、警戒を強めるべきです。よって以下の対策を国に強く求めます。

記

1. 警戒区域指定促進に必要な危険箇所調査にともなう事業費の国庫負担割合（現在3分の1）を増額すること。
2. 危険区域の施設整備を行い、対策を強めること。
3. すでに危険区域に建設されている住宅に対しては、全国各地で実施している「住宅防災工事助成制度」「危険住宅移転事業」（仮称）などの制度を創設すること。
4. 河川整備費を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月24日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第23号ないし意見書案第25号の以上3件について、1番、倉本賢議員。

●1番倉本賢議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第23号ないし意見書案第25号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書

介護保険制度については、保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、2015年4月から3年間かけて市町村事業への移行が進められます。

この見直しについては、多くの関係者および関係団体からは、地域資源や財政基盤による「地域間格差の拡大」や必要なサービスが提供されないことによる「要支援者の介護の重度化」および「介護労働者の処遇低下」などに関する不安が指摘されてきました。

こうした不安が現実のものにならないための施策の実施については、国会議論における厚生労働大臣答弁や法案採択にあたっての参議院厚生労働委員会における附帯決議として採択されたところです。

美唄市におきましても、著しい少子高齢化が進み、あわせて人口減による自主財源の厳

しさが続いています。

2015年4月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、必要な予算が確保されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善および放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっています。

つきましては、介護保険制度については、地域間格差やサービス低下および福祉労働者の処遇低下を招くことなく、制度の充実をはかるとともに、子ども・子育て支援新制度については、保育の質を改善するために、政府に以下の対策を求めます。

記

1. 介護保険制度改正によって保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下および福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な予算を確保すること。
2. 子ども・子育て支援新制度の本格実施に必要なとされる約1兆円の財源を確実に確保すること。
3. 著しい少子高齢化や人口減による自主財源の乏しい過疎地域に配慮した予算を確保すること。
4. 介護労働者および保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月24日

北海道美唄市議会

地方財政の充実・強化を求める意見書

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

美唄市においても市民への税負担増や職員給与を独自削減するなど財政の健全化に取り組んできていますが、依然として厳しい財政状況が続いています。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に次の通り以下の対策を求めます。

記

1. 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
2. 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農

林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。

3. 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

4. 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。

5. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など引き続き対策を講じること。

6. 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月24日

北海道美唄市議会

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・充実に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職

員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算では、少人数学級推進のための加配措置は少子化を理由に被災した児童生徒への学習支援(1,000人)を含む1,703人にとどまりました。さらに、生活保護費の算定要素である「生活扶助費」を段階的に削減する政策を進めています。生活保護世帯は、全道で12万2千となっており、生活保護費の削減は、「就学援助」を受ける全道9万4千人の子どもたちにも影響を及ぼすおそれがあります。

美唄市を含め、教育現場においては、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎の修繕費がPTA会計より支出されています。また、給食費、修学旅行費、テストやドリルをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差ができています。また、国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係な

く子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編成の制度改革」の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の事項について強く要望します。

記

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
2. 「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
3. 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
4. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保拡充を行うこと。
5. 就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月24日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第16号ないし意見書案第25号の以上10件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第16号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書ないし意見書案第25号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・充実に向けた意見書の以上10件は原案のとおり可決**されました。

●議長内馬場克康君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成26年第3回美唄市議定会定例会は閉会いたします。

午後 0時05分 閉会

